

## 階上町人事行政の運営等の状況の公表

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数

区 分	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年度中			平成 17 年 4 月 1 日
		採用者数	退職者数	異動による 増減	
町長部局	89 人	0 人	0 人	3 人	92 人
教育委員会	21 人	0 人	1 人	△2 人	18 人
議会事務局	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人
農業委員会	2 人	0 人	0 人	△1 人	1 人
計	114	0 人	1 人	0 人	113 人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時又は非常勤職員を除いています。

### 2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間
40 時間	8 : 15	17 : 00	12 : 00～12 : 15 14 : 45～15 : 00	12 : 15～13 : 00

#### (2) 年次有給休暇の取得状況（平成 16 年）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
4,246 日	1,259.9 日	109 人	11.5 日	29.6 %

(注 1) 全対象職員数とは、平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの全期間を在職した職に限り、当該間の中に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

(3) 育児休業の状況（平成16年度）（単位：人）

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0 人	2 人
前年度から引き続けている者	0 人	2 人

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成16年度） 合計 1名 （単位：人）

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1	—	1
職に必要な的確性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—

(2) 懲戒処分者数（平成16年度） 合計 0名 （単位：人）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	—

#### 4. 職員の服務の状況

地方公務員法に、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されており、次のような職務上の義務があります。

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地公法第 32 条)	職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止 (地公法第 33 条)	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務 (地公法第 34 条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。等	0 人
職務に専念する義務 (地公法第 35 条)	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	0 人
政治的行為の制限 (地公法第 36 条)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。等	0 人
争議行為等の禁止 (地公法第 37 条)	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。等	0 人
営利企業等の従事制限 (地公法第 38 条)	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。等	0 人

地公法・・・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

## 5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況（平成16年度）

区分	受講者数	内容等
研修所研修	10人	初任者研修・基本研修・選択研修
各種専門研修	0人	専門知識及び技術習得のための研修

### (2) 職員の勤務成績の評定制度の状況

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、評価結果を昇任・昇格、給与などに反映させる制度を現在検討中です。平成18年度よりこの制度の試行を予定しています。

## 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内容等
人間ドック	16人	医療機関等が実施する総合健診
定期健康診断	95人	医療機関等が実施する一般健診
結核健診	112人	胸部X線健診

### (2) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、青森県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、厚生年金制度に相当する長期給付等の共済事業を実施することにより職員の福利厚生の充実を図っております。

### (3) 公務災害補償制度（平成16年度）

加入団体	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金青森県支部	1件	通勤災害

## 7. 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の概要
平成16年度中の措置要求はありません。

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

措置要求の概要
平成16年度中の措置要求はありません。